

日本スポーツ少年団顕彰岡山県推薦基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰候補者（団）の推薦に当たっての必要な事項について定める。

- 1 市町村スポーツ少年団表彰の対象は、登録後おおむね15年以上とする。
- 2 登録指導者表彰の対象者は、岡山県スポーツ少年団の15年表彰を受けた者で、認定員又は、認定育成員の資格を有する者とする。
- 3 退任指導者表彰の対象者は、登録有資格指導者（認定員・認定育成員）としての指導歴がおおむね15年以上で、指導者登録を取り止めた者とする。
- 4 その他、顕著な功績があるとして、岡山県スポーツ少年団本部長が特に認めた者を推薦する。
- 5 候補者（団）の決定
選考委員会において決定する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成25年4月1日から施行する。